

国立大学法人富山大学契約事務取扱細則

平成17年10月1日制定

平成29年3月29日改正

平成29年10月25日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、[国立大学法人富山大学契約規則](#)（以下「契約規則」という。）第58条の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における契約事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(通則)

第2条 契約責任者の契約事務の取扱いその他契約に関する事務の取扱いについては、[国立大学法人富山大会計規程](#)（以下「会計規程」という。）及び契約規則で定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この細則において、「契約責任者」とは、契約規則第3条第1項に規定する契約責任者を、「一般競争」とは、契約規則第5条の競争を、「入札保証金」とは、契約規則第13条第1項の保証金を、「金銭出納責任者」とは、会計規程第6条第1項第2号に規定する金銭出納責任者を、「取引金融機関」とは、会計規程第22条第1項に規定する取引金融機関をいう。

(金銭出納責任者の支払の原因となる契約の制限)

第4条 金銭出納責任者の支払の原因となる契約を行なう契約責任者は、当該金銭出納責任者が交付を受けた資金をもって支払をすることができる限度において契約を締結しなければならない。

(一般競争参加者の資格制限)

第5条 契約規則第8条の規定により、契約責任者が一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により当該競争を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときにおける一般競争参加者の資格の決定については、文部科学省の「一般競争参加者の資格制限」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）に準ずる。

(指名競争参加者の指名基準)

第6条 契約規則第33条の規定により契約責任者が工事、製造、物件の売買その他の契約について、指名競争に参加する者を指名しようとする場合の基準は、文部科学省の「指名基準」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）に準ずる。

(学長の定める入札保証金に代わる担保)

第7条 契約規則第15条第1項第4号に規定する学長の定める担保は、次に掲げるものと

する。

- (1) 契約規則第15条第1項第1号の規定に該当するものを除くほか、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。）
 - (2) 地方債
 - (3) 契約責任者が确实と認める社債
 - (4) 契約責任者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手
 - (5) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
 - (6) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関に対する定期預金債権
 - (7) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関の保証
- 2 契約責任者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
- 3 契約責任者は、第1項第7号の銀行又は确实と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は确实と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（入札保証金の払込み方法の通知等）

第8条 契約責任者は、一般競争又は指名競争に付そうとする場合において入札保証金を納めさせ又はその納付に代えて国債その他の担保を提供させるときは、公告又は通知において、入札保証金にあってはこれを払い込ませようとする金銭出納責任者又は保管金の取扱店たる取引金融機関、国債その他の担保にあってはこれを提出させようとする取扱者を指定しなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第9条 契約責任者は、一般競争又は指名競争に参加しようとする者が本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことにより、契約規則第14条（同規則第35条において準用する場合を含む。）の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（小切手の現金化等）

第10条 契約責任者は、一般競争又は指名競争に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期

間が経過することとなるときは、関係の金銭出納責任者に連絡し、当該金銭出納責任者をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて提供された手形が満期になった場合に準用する。

(担保の価値)

第11条 契約規則第15条第1項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約責任者が确实と認める社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (2) 地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (3) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
- (5) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関の保証 その保証する金額

(最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならないこととする必要がある場合の手続)

第12条 契約責任者は、会計規程第49条第2項の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を直ちに落札者とせず、契約規則第24条から第27条までの規定により落札者を定める必要があると認めるときは、遅滞なく、これらの規定による手続を経て落札者を定めなければならない。

2 前項の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところにより通知をするものとする。

- (1) 最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知
 - イ 当該落札者 必要な事項の通知
 - ロ 最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者 落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知
 - ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があった旨の通知
- (2) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があった旨の通知

3 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があった旨を公表するものとする。

(書面による予定価格作成の省略)

第13条 契約規則第40条に規定する別に定める場合として、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(2) 予定価格が300万円を超えないと見込まれるとき。

(見積書の徴取の省略)

第14条 予定価格が300万円を超えない契約については、契約規則第41条の規定にかかわらず、口頭により見積金額を確認し、書面による見積書の徴取を省略することができる。

(契約書の作成等)

第15条 契約責任者は、一般競争若しくは指名競争に付そうとする場合における公告若しくは通知又は随意契約の相手方の決定に当たっては、当該契約の締結につき、契約書の作成を要するものであるかどうかを明らかにしなければならない。

第16条 学長は、契約責任者が作成する契約書に関し、必要があるときは、その標準となるべき書式を別に定める。

2 契約責任者は、前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して、契約書を作成するものとする。

第17条 契約責任者は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、当該契約の相手方をして監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定しなければならない。

第18条 契約責任者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、契約書を作成しなければならない。

2 契約責任者が前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

3 前項の場合において、契約責任者が記名押印をしたときは、当該契約書の一通を当該契約の相手方に送付するものとする。

(請書等の徴取)

第19条 契約責任者は、会計規程第50条第1項ただし書の規定により、契約書の作成を省

略する場合においても、紛争等が生じるおそれがある場合及び物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(学長の定める契約保証金に代わる担保等)

第20条 契約規則第46条において準用する契約規則第15条第1項第4号に規定する学長の定める担保は、次に掲げるものとする。

(1) 第7条第1項各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下次条において「保証事業会社」という。）の保証

第21条 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

2 第7条第2項及び第3項並びに第8条から第11条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第7条第3項中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証」と、「金融機関との間」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社との間」と、第9条中「一般競争又は指名競争に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、「契約規則第14条（契約規則第35条において準用する場合を含む。）」とあるのは「契約規則第45条」と、第10条第1項中「一般競争又は指名競争に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、第11条中「契約規則第15条第1項各号」とあるのは「契約規則第46条において準用する契約規則第15条第1項各号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(監督職員の一般的職務)

第22条 契約責任者、契約責任者から監督を命ぜられた補助者（以下「監督職員」という。）

は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第23条 監督職員は、関係の契約責任者と緊密に連絡するとともに、当該契約責任者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

- 第24条 契約責任者、契約責任者から検査を命ぜられた補助者(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。
- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。
 - 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうものとする。
 - 4 検査職員は、前3項の検査を行なった結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約責任者に提出するものとする。

(監督及び検査の実施についての細目)

- 第25条 学長は、必要があるときは、この細則に定めるもののほか、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

(検査の一部を省略することができるもの)

- 第26条 契約規則第51条第2項に規定する物件の買入れに係る契約は、買入れに係る単価が20万円に満たないものとする。

(監督又は検査を委託して行なった場合の確認)

- 第27条 契約責任者は、契約規則第54条の規定により、本学の職員以外の者に委託して監督又は検査を行なわせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。
- 2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

- 第28条 契約規則第53条に規定する特別の必要がある場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
 - (2) 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
 - (3) その他学長等が必要と認めた場合

(検査調書の作成を省略することができる場合)

- 第29条 契約規則第55条第1項に規定する別に定める場合は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前の代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって、当該契約金額が500万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契

約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(代価の支払)

第30条 契約責任者は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受理した日の翌月末日までに支払うことを約定しなければならない。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年10月25日から施行する。